

## 地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。  
 なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」ものとして、前回報告(令和3年9月17日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和3年10月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	にいがたケアセンターそよ風	株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ	西区善久450番地11	27人
令和3年10月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホーム風見鶏	特定非営利活動法人友生会	秋葉区柄目木352番地	9人
令和3年10月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	ニチイケアセンター巻	株式会社ニチイ学館	西蒲区巻甲423番地	18人
令和3年10月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	ニチイケアセンター新潟東	株式会社ニチイ学館	江南区横越川根町4丁目1番40号	18人